

第38回島根県総合開発審議会

日 時 平成20年1月30日(水)

14:00~16:00

場 所 島根県職員会館多目的ホール

会長 それでは、定刻より少し早いんでございますけれども、委員の先生方、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第38回の島根県総合開発審議会、これを開催したいと思います。

先般開催しました広聴会におきましては、委員の皆様にも多数御参加をいただきましてありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、まず事務局から経過報告をお願いしたいと思います。

事務局、お願いします。

事務局 この審議会も本年度、第6回目になりました。委員の皆様方には御多忙のところを御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

前回の審議会は、ちょうどクリスマスの日、12月25日で行われました。事務局では翌26日から地域づくりの方向と実施計画の概要を加えた計画全体に関するパブリックコメントの募集を開始いたしました。また、会議の席上でいただきました御意見や御指摘を踏まえた見直しの作業も進めてまいりました。さらに加えて、実施計画の中で紹介いたします県民の皆さんの取り組み、こういったものについても公募いたしました。

年が明けまして、1月の中旬からは地域広聴会を実施をいたしました。審議委員の先生方にも随分御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

お手元の資料6-1として、地域広聴会における意見を取りまとめております。また、本日、追加で6-2として、当初4カ所で広聴会をやる予定でございましたが、特に隠岐の島前地区から、ぜひともうちでもやってほしいと、こういった要望もございましたので、先週の末、土曜、日曜に行ってまいりました。その島前会場でいただいた意見もまとめて、きょうお配りしたところでございます。さらには、各会場でお越しいただいた皆様にアンケート用紙を配っております。そのアンケート用紙も配りましたが、申しわけございません、その会場で説明用に使用した資料もお配りをしているところでございます。

資料6-1の初めに記載をしておりますように、松江、飯南、浜田、隠岐の4会場、あるいは先ほど申し上げました資料6-2の島前会場、これは追加実施したものでございま

すけれども、それぞれごらんのような人数の出席を得て、いずれも予定しておりました時間を大幅にオーバーをいたしました。事例の紹介や積極的な御意見をいただいたところでございます。

出席をいただいた審議委員の皆様にも、それぞれのお立場から適切なコメントをいただきました。意見交換に広がりと深みを加えていただいたと思っております。各会場でいただきました発言の要旨、あるいは各会場で回答いただいたすべてのアンケート用紙も本日用意しております。これらについては、また後ほどお目通しをいただきたいと思います。

4会場プラス1、5会場、それぞれさまざまな立場の方が本当に真摯な御意見を発表をしていただきました。とりわけ各会場に高校生の皆さんもお招きをいたしました。この方々の発言というのは、非常に素朴な中にも、子供たちが将来、島根がこんなぐあいになるといいなというような、我々の胸を打つような発言が非常に多くございました。そういったこともあわせて御紹介をしておきたいと思っております。

前回の審議会の開催以降の状況につきまして概略を申し上げましたけれども、本日は基本構想編、実施計画編の全般を通じまして御審議をいただきたいと、このように思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

本日は、8名の委員さんが御都合によりまして御欠席でございますけれども、15名の委員の方が現在御出席でございますので、審議会規則第4条の規定によりまして、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

この審議会も、先ほどのお話ございましたけれども、本日を入れて残すところあと2回となりました。次回の審議会では知事への答申内容を決定したいと考えておるところです。本日はその最終取りまとめに向けての審議となりますので、活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に前回の審議事項や広聴会の状況を踏まえた島根総合発展計画基本構想編の最終案について、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願います。

事務局（基本構想について資料1、2に基づき説明）

会長 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

本日の会議では、的を絞った審議を行うために、委員からの御質問、御意見については、個々に事務局から回答や対応を御説明願いたいと思っております。

それでは、御自由にどうぞ。御質問、御意見ございませんでしょうか。

前回までにいただきました御意見に対しまして、地域づくりの方向ということでございますけれども、第5章ですが、皆さんの御意見を踏まえて、修正した内容について御説明をいただいたわけでございます。さらに補足すべき点ないしは御質問等があれば、お願いをしたいと思います。

どなたかございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないということでございますので、皆さんから既にお聞かせいただいた内容で最終的な詰めを事務局として進めていただくということにさせていただきますと思います。

それでは、次に島根総合発展計画の実施計画編について、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

事務局（実施計画編について、資料3，4に基づき説明）

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見をいただきたいと思っておりますが、実施計画編につきましても、委員からの御質問、御意見については個々に事務局から回答や対応を御説明願いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、どなたからでもどうぞ。委員。

委員 そうしますと、資料3-2、実施計画編、施策案の28ページ、産業人材の育成のところでございますけれども、先般、松江の広聴会に出席をさせていただきました。その際、高校生さん、先ほど御紹介がございましたけれども、あれだけたくさんの方が集まっている中で、よくきちんとした発表をいただいたなということで、非常に感動いたしました。県内企業に就職をして、この島根に残りたい、異口同音にそのことを発表してくれましたし、本当に私自身、うれしかったというのが感想でございます。

そこで、働く場の確保と同時に、県内企業の情報提供をもっと強化する必要があるというふうに考えております。ここの産業人材の育成の中に、そういった意味から企業に行っていただきたいこととして、インターンシップであったりやトライアル雇用という、そういった事業があるかと思っておりますけれども、そういった文言を加えた方が、よりわかりや

すく、いいのではないかなというふうに思っております。なお、30ページに雇用・就業の促進という部分がございますけれども、ここに記載をするのがいいのか、ちょっと迷っておりますけれども、いずれにしてもそういったことを入れていただければというふうに思っております。

それから、前回申し述べましたように、若者の県内就業を促進するために、保護者も含めて対応する必要があるだろうということは文言を加えていただいております、感謝申し上げます。

それから、この30ページ、31ページのところで申し上げますと、県内企業の視察会などの企画ができないだろうかというふうに思っております、これは行政がコーディネートをして実施主体は企業でやったらどうかというふうに思っております。こうしたことがトライアル雇用であったりやインターンシップなどにつながれば、非常に企業の実態もわかりますし、県内企業の魅力が県内で就職しようとしている若い人たちにきちんと見ていただけるのではないかなというふうに思います。

また、企業で働く現場の方から、その職場の実態やPRをいただくことも企画をしてはどうかというふうに思っております。ここには書けないと思っておりますけれども、一応御意見として申し上げておきたいと思っております。

また、感想をもう1点申し上げたいと思っておりますけれども、松江の広聴会の後、ロビーで溝口知事さんが直接高校生と話をしてくださったことは、彼らにとってはとても励みになったというふうに思っております、知事のそのときの対応に感謝を申し上げておきたいというふうに思います。

それから、続きまして32ページの就業環境の整備のところでございますけれども、この部分にいろいろと書いてございますけれども、ワークライフバランスということをぜひ入れていただきたいというふうに思っております。子育てであったりや男女共同参画の観点から、仕事と家庭のバランスをとることが、この島根で生き生きと男女がともに仕事も子育てもやっていく、頑張れるということにつながっていくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそのことについて配慮をお願いを申し上げます。

それから、個別のこともございますけれども、全体として、きょうお示しをいただきました評価方法についてでございます。この評価方法については、県民の貴重な財源を投入して、これからの発展計画を実施していくわけでございますけれども、費用対効果の検証ができるように、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それから、個別のことは一々申し上げるつもりはございませんけれども、きょうお出し
いただいている、この成果指標案が本当にきちんとマッチングしているかどうかというの
は、少し疑問なところがございます。例えば今ほど申し上げました就業環境の整備のと
ころでございますけれども、ここには成果指標と目標値ということで、中小企業勤労者福祉
サービスセンター加入率ということになっていますが、例えばここに入るとすれば、参
画計画のそれぞれの策定率がどうなっているのかと。それから企業においては次世代支援
法に基づく計画策定率がどうなっているのかと、こんなことも重要な指標になるんではな
いかなというふうに思っております、きょうお示しいただいたばかりですので、全体の
意見が上げられませんが、少し精査をして、きちっと効果がどうだったかとい
うことが検証できるようにされるのがよいのではないかなというふうに考えております。
以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、個別に御回答いただきましょうか。ないしはお答え。

事務局 最初に、インターンシップ、いわゆるミスマッチを解消、県内就職したい人た
ちと企業とのミスマッチを解消するというのもあって、インターンシップなりトライア
ル雇用という、県としても非常にミスマッチ解消のためにはいろいろな事業を組み立て
ていくという必要があると思います。ただ、ここで今、この施策のところへ記述しますの
は、取り組みの方向に連動して、県としてどのような事業を支援をしていくかというところ
へ連動しておりますので、少し今、予算等の審議も進んでいる中で、県が、もちろん企
業に呼びかけて、そういうことをしてくださいというのはあれですけど、例えばそういっ
た支援がどのようなことがあるのかないのかみたいなことも含めて、現在の予算との進行
状況を含めて、少し検討させていただきたいというふうに思います。

ワークライフバランスにつきましては、少し記述につきまして、基本構想のところでも、
この記述を議論をしたところでございますが、ここの施策のところでも、今、国等でも盛
んにワークライフバランスの話が出ておりますので、入れ込むかどうか、少しそういう方
向で検討させていただきたいと思っております。

それから、指標につきましても、実は仮置きと言っておりますので、今、この案で、各
部でまだもう少し調整をしております、それから県庁内の方でも予算との連動で、先ほ
ど委員がおっしゃいますように、どこまで県としてやったときに効果が出るのか、それを
確認できるかみたいなところもあります。県では行政評価という手法で毎年毎年、どれぐ

らいの人、物、金を使ってどういう効果があるかという、この計画の進行管理を行っていきますが、それとも連動していきますので、委員がおっしゃる方向で費用対効果はきちっと把握する方向で、そしてわかりやすい指標で、どういったものがあるのか、少し今回、意見をいただいたものを含めて、検討をさらに引き続き行いたいと思っております。

会長 委員、よろしいでしょうか。

それでは引き続き、それでは委員。

委員 失礼いたします。資料3 - 4、取り組み事例案という、このことについて2つ意見を申し上げたいと思います。

この取り組み、1点目は、1ページの産業振興、1、ものづくり・IT産業の振興というところに、先週採択されたユビキタス特区を、あれをぜひ入れていただきたい。鳥根の目玉として、一番新しい事例ですし、盛り込んでいただくと、とてもわかりやすいと思います。

2点目は、5ページの子育て支援のところ、委員からも意見が出ましたけれども、こっころではワークライフバランスについて、こっころカンパニーというものの表彰を行って、来週、2月4日に表彰式があるようなんですけれども、県としても子育て支援に、企業の両立支援に力を入れているということをぜひ明記していただきたいということをお願いいたします。以上2点です。

会長 それでは、お答えいただきたいと思います。

事務局 ユビキタス特区につきましては、県としても国に対して特区申請を随分働きかけてきたところでございますので、今回の特区認定は非常に県自体の大きな喜びでございますが、記述につきましては、また相手のこともございますので、おっしゃるとおり大きな、鳥根県にとってみれば非常に、鳥根はITのことも随分、ソフトITを言っていますので、大きな前進だと思っていますので、少し記述について相手方とも、それから内容についても検討させていただきたいと思います。

それから、こっころカンパニーにつきましても少し、すべてですけれども、先ほど言いましたように、まず相手方の了解と、それからバランス、少し実はちょっと説明しませんでしたけど、21市町村のバランスとか、できれば旧町村までは全部ができませんけど、少しバランスのこともあって、全体が出るようにということもあって、少しその辺の、どうしても載せたいけどちょっとというようなところもありまして、そういうところも勘案しながら考えさせていただきます。

会長 どうもありがとうございました。

そのほか、どうぞ。

委員。

委員 資料の3 - 2の54ページ、交通安全対策の推進というところで、目的がいろいろ書いてございますけれども、中身を見ますと、交通安全で事故防止って、自動車のことが中心に書かれているかなというふうに、歩行者というところで自転車道の新設とか歩道の整備とかというのも書いてございますけれど、自転車による事故も、あと死亡に至るようなものも結構ありまして、交通安全、安全な走行の指導だとかというところで、傘差し運転の禁止とか携帯電話とか、そういうもので走行することはいけないというふうに、たしか変わるんじゃないかと思います。少し自転車のことでも交通安全について理解を得られるような記述があったらいいかなと思いました。

それと、68ページのところで、障害者の自立支援というところで、先ほど説明いただいたように、ノーマライゼーションというところで記述していただいておりますが、取り組みの方向のところで「障害や障害者に対する正しい理解を進め」というふうに書いてあります。この中で、実は視覚障害者の人が盲導犬で町を歩いてらっしゃるんですけど、盲導犬に対しての理解というのが非常に薄いということがあります。この間、出雲の方でバイパスが通ったりして、犬がコースをトレーニングしているところとは違う道を歩くことになって、犬がうまく誘導しなくて、自動車の道の真ん中へその方は立ってしまったというような状況があり、犬は離れて、なかなか捕まえに行くこともできないし、目が見えないので犬を連れに行くこともできないというのがありまして、一般の人の、盲導犬ってどういう役割をするのかということと、それから犬と障害の方とハーネスを使っただけの訓練をされてると思うんですけど、一般の人はなかなかそれが十分理解できなくて、ハーネスの操作なんかほとんど知らないんですね。最近、病院とかお店では盲導犬は一緒に入ってもいいことにはなったんですけど、やっぱり偏見もまだあって、動物なので感染防止とかというようなこともありますので、理解が深まるようお願いしたいと思います。

会長 それでは、事務局からお答えいただきましょうか。

事務局 54ページ、55ページ、いわゆる交通安全のところの自転車ですね。ハード面のところは取り組みの方向のところでは一番、丸の4つ目のところで自転車道の新設ですか、それから事務事業のところの右の欄、55ページでは書いております、自転車道の新設と。いわゆるハード面の整備を書いております。恐らく委員のおっしゃっているの

は、いわゆるマナーとか、そういうソフト面の関係でしょうけど。分量として、全体で交通安全対策の中でいろんなことを書かなきゃいけない中で、ちょっと少し担当部局とも相談をしてみたいというふうに思っております。

それから、盲導犬のお話、68ページでございますけど、ここで視覚障害者の対策の盲導犬のことだけを書くのは、ちょっと分量的にここも障害者の自立支援のところが多いもんですから、その下のところでどのような取り組みをするかということをも県としても考えていきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

それではほかに。

委員、それじゃあお願いします。

委員 1つ質問と、2つ提案をさせてください。

提案です。私も、松江の広聴会に参加させていただき、高校生の発言にとっても勇気づけられました。高校生たちは、県内で頑張ってくれると思えました。今回の総合発展計画というものができましたときには、県のホームページに子どものページがあったように記憶しております。ぜひ記載していただいて、子どもたちがわかりやすく見れるようお願いいたします。

もう一つの提案です。134ページ、県の施策の1ですが、先ほども広聴会のことでお話が出ておりましたし、ファクスとかメールで寄せられた意見の中にもあったんですが、協働という言葉とNPOという言葉の定義がいろいろで一致しない部分があると思っております。先ほど県民活動とNPOの支援センターが名前が変わるということもありましたので、協働・NPOの定義を整理して下さい。

それから、質問なんですけど、80ページ、子育て環境の充実、現状と課題の2番目なんですけど、結婚の希望がある独身女性は9割以上の部分で、男性の割合も書いていただけるとよろこびます。文章の読み方をちょっと間違えると、ちょっと感じまして、記述を考えていただけたらうれしく思います。

会長 それでは。

事務局 済みません、まずホームページの関係、ホームページに限らず、できてからの周知の方法、特におっしゃいましたように高校生、子供等のわかりやすい、また前回もビジュアル的なものとおっしゃいましたが、ホームページ等も使って、特別な場所を使って、少しわかりやすく、かみ砕いたような説明ができるかどうか考えていく必要があるという

ふうには私も思っております。そのようにしたいと思えます。

それから、協働、NPOにつきましては、確かに少し、大分整理をしておりますが、NPO等と言ってみたり、いろいろありますので、少しその辺は今後も整理をして、県民の皆さんにわかっていただくようにしたいというふうに思っております。

男性、ちょっとわかりませんので、おっしゃるように、誤解が、女性だけがじゃなくて、男性もどう思っているかということで、わかりました、少しここは考えさせてください。

会長 そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ、委員。

委員 先ほどの障害者の自立支援、資料3-2の68ページなんですけど、いろいろ書いてありまして、取り組みの方向ということで、その項目の4番目の丸のときに「障害者就業・生活支援センター等を中心に」、こう書いてありまして、最後に「就労を促進するとともに、授産施設等における工賃水準の向上」って、もうこの時点では授産施設という言葉がなくなります。ですから就労継続とか、就労のための訓練とかというふうな言葉になると思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。

事務局 わかりました。

会長 そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ、委員。

委員 私の方からは1点、本日いただきました縦長の資料3-3の資料の件なんですけど、まず1つ目、ちょっと質問なんですけど、それぞれの項目に成果指標の案が載っておりまして、その中に時々数字の大きい丸があるんですけど、例えば - 1 - 4の企業誘致の推進というところであれば、よりもの方が大きいんですけど、これは、こちらの方を重点的にやるということでしょうか。

事務局 いや、意味はございません。

委員 そうですか。わかりました。

ちょっと関連していることで、私、前回も似たようなこととお話ししたんですけど、何せこの61項目もあるということについても、私自身は数が多いなあという印象を受けたんですけど、さらにその中に目標指標というものが2つ3つ出てくるということに対して、もちろんこれ、平成23年度の目標値というものを目指して、これから県としても、もちろん県だけでなく県内のいろんななかかわりで民間もみんな取り組んでいくんですけど、ある

程度選択というものをやはりしていかないと、結果としてどれも中途半端でしたので済まされていいものではないと思うんですね。目標の立て方というものが現実、実現可能性といったものを含めて立てておられるとは思いますが、中には「もう集中的にやっつけていかなきゃいけない」とか、「これに関しては徹底的にやります」というものがあってもいいのではないかなとは私は思っています。全部を中途半端にやるよりは、一つ達成できたという実感を味わうことが、私はこの県の将来を考えるに当たって、県民の励みにもなってくるんじゃないかなというふうにも思いますので、この成果指標の数ですね、項目の数量といいますが、数、目標数値という数ではなくて、項目の数ということもある程度絞られてもいいのではないかなという気がいたしました。以上です。

会長 いかがでしょうか。

事務局 成果指標の持つ意味を、まずちょっとお話をしたいと思うんですが、県民の皆さんとお話ししてますと、これ、委員の先生方も一緒ですが、一体これから先、どんな世の中になるんだろうと、要するに先が見えないとか、何かビジョンみたいなものを示してほしいとか、そういった声が非常に大きいわけです。今回も幾つかの基本目標を設定をしたんですけど、言葉で書くのはいろいろあるんだけど、何か数字で目に見えるような形を示していただければ、そうか、農業には例えばこれから力を入れていくとすれば、今、これだけの生産額だけど、将来的にはこのぐらいになっていくんだなというイメージがわく、一つはですね。そういう県民の皆さんに対して行政の側が具体的なイメージをわかしていただく一つの手法として、成果指標というのはあります。そういう機能が一つあります。

例えば子育て支援に力を入れていきます。じゃあ子育て支援に力を入れていきますって、一体何をされるんですか。いやいや、こんなことを施策でやっています。一体それでどの程度のことをお考えなんですかというような、そういう会話になっていくんですね。それを全部は示せないにしても、一番、皆さんにある程度御理解をいただいて、しかもわかりやすいようなものを拾い上げて、そこでセットをしていくんだと。この将来がなかなか見えにくいんだけど、目指すところはこんなところですよということを御理解をいただく、もっと言えばリアリティーを持って御理解をいただくための一つの機能が、この成果指標をやっていくには一つあると思います。

それからもう一つは、やっぱり行政の努力目標、これだけは県民の皆さんにお約束をして、ここまでは到達をしたい。特に施策の方の成果指標というのは、そういうような役割

がやっぱりあるんだろうと思います。委員のおっしゃることは、成果指標を題材にはしたりしますが、前からおっしゃっていることは、やっぱり優先順位をつけなあかんじゃないかということはずっとこの間、一貫しておっしゃってらっしゃる。実はこの61本、あるいは15本、これを今、正直申し上げまして、なかなかこの中でこれだと、これしかやらないよと、あるいはここに全部突っ込むよということは、なかなか言えません、正直に。ですから、先ほど事務局の方からもお話をしましたように、61本の中で、その61本の中にはそれぞれ、県がやる事務事業というのは何十本と実はぶら下がっているんですね。その中で、例えば61の一つ一つを見ても、表現では非常に大ざっぱです。その中で、今の時代、あるいは今日的状況の中で、ここは何にお金を突っ込むかということが次の段階として出てくると思います。ですから、施策の段階でなかなか今、優劣をつけるという考え方は確かにあるかもしれませんが、それよりも、もっと現実的に、その次の段階の、下にぶら下がっている事務事業、千数百本あるんですけれども、実は、61本の下に、1つの施策の下に大体10本から20本ぐらい、いろんな事務事業がぶら下がっています。例えば先ほど委員がおっしゃったような労働環境の整備ということでも、それは労働環境の整備ということだけでもいろんな、実は事務事業をやっています。そこで今日的な情勢で何に突っ込んでいくか、強いて言えば、それは毎年度の予算、予算の中でそれをある程度明確にしていくしか、今日的な情勢ではなかなかないかなというぐあいに思っていますので、そういった意味で、成果指標の話も御理解をいただければと思っております。

それと、成果指標の設定の仕方なんですが、先ほど、これは実現可能性も検討した上なのか、それとも単なる目標なのかと、そういったような、皆さん多分いろいろお考えになっていると思いますけれども、これは我々にとっては、もう最初から手が届かないような話をしてもしようがない、ある程度の実現性は見据えながら、そこにちょっとだけげたを履かせて設定していこうと、端的に言えばそういうことであろうと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それじゃあ、簡単に意見をいただきたいと思います。

委員 済みません、時間をとりまして。説明は大変わりました。当初のこの会議の第1回目のときでしたかね、この総合発展計画を行政のバイブルで終わらせたくないというふうなお話があったと思いますけれども、結局そことつながっているのかなという気がするんです。今まで過去にあった総合計画とどこが違うんだということを明確にしていくこ

とも、また一つ必要だとも思いますし、この計画に携わる、これも携わっていく方が、この計画を一番わかりやすく理解する上で、特別にじゃないですけども、重点的なものという、簡単にわかりやすく説明できるのは何かというものが私はあった方がいいのではないかとということで発言をしました。決して何かを切り捨てなきゃいけないとか、そういうことの意図で言ってたわけではないということです。そこはちょっと御了解いただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、委員。

委員 失礼いたします。3 - 2でございます、資料の。118ページの男女共同参画の推進という項目でございます。この会の1回目の時、男女共同参画のことを申し上げましたら、知事様が、もうこの会でも40%以上だと、(女性の登用がですね)おっしゃいました。鳥根県は、県の段階では審議会へ女性が42%出ております。非常に私も全国一であることに誇りを持っておりますが、ただ、市町村でございます。市町村はまだ12.5%だったと思います。今、私の市町村でもただいまアンケートをとってありまして、ぜひ条例をつくりたいという気持ちでおります。市はみんな条例ができておりますが、町村は1カ所ぐらいできていると思いますが、まだまだそこまで行かないというのはなぜでございますでしょうか。やはりその市町村のトップの考え方もただあると私は実感いたしております。中ほどですが、身近な市町村が男女共同参画計画を策定し、積極的に取り組むことが求められておりますと書いていらっしゃいますように、講習会とか理解を深めていただくということ、もう一歩進んでいただいて、その表現をお願いをさせていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、119ページにDV被害者などのと書いてございますが、比較の出雲の方はこのDVの一時保護所の入所、シェルターと申しますでしょうか、そういうのができております。石見の方がまだ及んでいないというふうに聞いておりますので、その辺、調べていただきまして、もし石見の方がまだできていない、ということでございましたら、大変済みませんが調査をしていただき、このDVの被害者の方に温かい目を向けていただきたいと思います。以上でございます。

会長 いかがでしょうか。

事務局 この現状と課題のところでの書き込み方、市町村の男女共同計画に限らず、積極的な取り組みをもう少しということ、担当部局と少し考えたいと思います。こちら辺は

ちょっとまだ、指標のところ、この辺のところは全部仮置きですし、成果指標自身も今ちょっと、まだ検討をしておりますので、少しそこら辺も含めて検討します。

それから、シェルターですか、いわゆるDVシェルター。確かに今も、わかりませんが、支援施策といえますか、県もやっていたはずですけども、地域バランスは確かにあるかと思いますが、そういった民間シェルターみたいなところの支援みたいなもの、地域バランスがどうなっているかを含めて、ちょっとそこら辺で書き込むかどうなのか、地域バランスのことを少し検討させてくださいませ。

会長 そのほかに。

それじゃあ、委員。

委員 「施策」案には非常にたくさん、60以上ですか、たくさんのいろいろな問題が出ていますので、重点がどれなのか、あるいはもう少しパンチ力のきいた、これが今回の特徴だというものははっきり突き出した方がよいという考え方は私も当然共有していますが、恐らく県の立場としては、あらゆる問題を取り上げ、これは手を抜いてもいいというわけにもいかないので、全般的に力を入れて進める表現にならざるを得ないだろうと思っております。その場合、これだけ我々が集まって議論しているのですから、どのような方向に政策化するのか、そのときの重点がどこにあるのかということがわかれば、理解できるかと思えます。そういった意味では、例えば発展計画の資料の28ページのところで、「取り組みの方向」というものを第4章で立てて、1の「政策推進の方向」というところの最後のパラグラフに、「克服していくことが不可欠な重要課題や時代を見通した先駆的な取り組みを戦略的に進める」云々と出ています。恐らく戦略的という言葉の中には、数年間、2年、3年、5年というような数年、やや一定の期間の間計画性を持って進めるというような意味、あるいはその時期に重点を置いて進めるという意味、あるいはシステムチックに進めていくというような意味が込められているだろうと思えますが、恐らくここで戦略的という言葉を使っていることを、そういうぐあいに多角的に理解すると、この後の目標、方向というものには、3つの方向が出てくるのが今回の大きな特徴ではないかなというぐあいに理解しているところです。

それから、表現の問題ですが、今読んだ「克服していくことが不可欠な重要課題」という表現は、恐らくこれは困難を克服していくことが不可欠ということで、克服するという言葉が、何を、どの言葉を対象にしているのか、わかりにくい表現で、恐らく財政問題から始まって、現在克服しなければならない重要課題が頭に浮かぶわけですが、ここでは、

いきなり克服していくという表現より、困難を克服していく、あるいは困難な問題、課題を克服していくというぐあいに、もう少しはっきり表現する方がいいのではないかと思います。

それから「時代を見通した先駆的な取組み」という表現が、かなり重要な意味を持っているだろうと理解しておりますから、重要課題との両方に戦略的という言葉がかかっているようにしていただけたらと思います。それから、また表現の問題ですが、資料3-2の実施計画編の108ページに「高等教育の充実」があって、「取組みの方向」というものが出てくるわけですが、その1番目の部分は、方向としてかなり明確だと思いますが、その2番目のところに、「大学との包括連携の下で、大学教育の充実にあわせ県政への研究活動成果等の反映を図ります」とある部分が少しわかりにくい表現で、今までは県が包括協定を結んだのは国立の方ですね、県立大学の方は、仲間内だから包括協定の対象ではないということだったわけですが、これからはどちらも法人という形をとっているわけで、だから、この場合の包括協定というのは、大学とのさまざまな包括協定、各種の包括協定と理解できるわけで、例えば県立大学の場合には、中山間地域研究センターとの包括的協定を県との間で早く結ぼうというような議論が出ているわけで、したがって、ただ大学との包括連携のもとでだけでは、ちょっと言葉足らずという感じがいたします。

それから「大学教育の充実にあわせ県政への研究活動成果等の反映」の表現ですが、大学教育が充実したならば、それにあわせて県政への研究活動成果等の反映を図るというのも、ちょっと理解しにくい表現で、恐らく大学の教育課程というものがどんどん拡充されていって、県政にも直接役に立つような科目、あるいは教育、そういったものが拡充して広められていって、それが恐らく県政への研究活動成果等の反映ということには割合つながりやすい問題になるだろうと思いますので、大学との包括的協定、ここはちょっと表現を変えていただいて、「の下で」で点を打ち、「大学教育課程の拡充にあわせ」、点、その上で「県政への研究活動成果等の反映を図ります」と言うと、意味も、内容もはっきりしてくるのではないかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、お答えいただきたいと思います。

事務局 御指摘、ごもっともなところがございました。申しわけありませんけど、我々の頭の中で、まだ県立大学の意識が十分に、正直に言えばそこらあたりが整理ができてな

いということも一つあろうと思ひまして、県立大学もああして地方独立行政法人ということになりまして、そうなれば、今までとは当然立場は違いますし、そこらの表記の仕方も、それに応じたようにやっていかななくてはいけない。大変よく理解をできましたので、ひとつよろしく願ひいたします。

それから、前段の部分、非常に我々以上に御理解をいただいて、整理をしていただきました。

会長 それでは、委員。先ほどお手が挙がりました。

委員 先ほどの広聴会で高校生の意見を聞いて、大変に感動したわけでございます。広聴会の後でも、高校生に聞いていただいてよかったわねという声がいっぱい、委員の間でも飛び交っておりました。そして、そこで思ったことは、その高校生たちが、そこで、島根で就職をして、子供を産んで、絶対この子供たちが島根に住んでよかったというような気持ちを持っていただくためにはどうしたらいいのかなと思って、あの後ずっと考えておひまして、やはり高校生たちの将来を見越して、何か本当に子育てするなら島根が一番なんだというような、何かそういった気持ちが、この計画の中に入っているといいなと思ひておりました。それで、子育て環境の充実というところがございますけれども、いっぱい事務事業で充実をされる、80ページ、81ページなんですけれども、これをずっとやっていけば、子育てするなら島根が一番かなっていうふうな感じに思えるかなとは思ひますけれども、目標のところ、自分が住んでいる地域は子育てしやすい環境になっていると感じる人の割合というのが現状値では56%、これは仮置きだとおっしゃいましたけれども、その目標値のところ、将来は65%にというふうに記してありますけれども、この欄の、すべてのこの欄の目標値というのを上げていただきたいと思ひました。施策-4の1も2も3もでございます。そしたら島根の未来は明るいのかなってつくづく思ひました。

それと、中山間地のことがここに新たに加えられたんでございますけれども、私たちの住む、私が住むところは松江市の水源のある一番奥の方の上流でございます。この中で下流の人は上流を思いとか、それから上流は下流を思うとか、何かそういったような言葉がどこかでちりばめられていただきたいなと思ひます。よろしく願ひします。

会長 いかがでしょうか。

事務局 子育ての支援の充実のところ、目標値、もっと上げていきたい、先ほど局長が言ひました、上の網かけしてます子育て支援の充実というのは子育てしやすい環境になっ

ていると感じている人の割合、これは政策でございますので、県だけではなくて、民間の方、それから市町村、いろんなところが取り組みを進めていってこういうふうになるということで、県だけでなかなかこの数値を上げることはできませんが、思いとしては上げていきたいと思います。

あと、下のところの3つは、県の施策をやることによって、先ほどほかの委員さんからもありましたけど、費用と効果を勘案して、手の届く少し上のところといいですか、努力して頑張っていって実現可能な、これに向かって頑張るんだという目標数値でございます。これにつきましては、県がいろんな、その下に事業を構えてやっていけるものというところで、今、予算との兼ね合いで、予算が絞られていく中で、やはり子育ては大変重要なことというふうに知事も言っておりますので、このあたりをどれぐらいのところに持っていくのか、今、仮置きでございますが、委員のおっしゃった意を含めまして、もう少し検討させていただきたいと思います。

それから、上流、下流ということにつきましては、少しちょっと書くとなれば基本構想の中だと思います、のところで、飲水思源、水を飲む人は源を思うという言葉がありますけど、そういう気持ちは皆が持つ必要は確かにあると思います。少しその辺は、少し地域づくりのあそこの中山間地のところで、もう少し検討させてください。

会長 それでは、どうぞ、委員。

委員 済みません、これは資料の3 - 2になりますけども、59ページのところで、災害に強い県土づくりというのがありまして、事業名で、よく大橋川とかですけども、斐伊川とか神戸川なんかの整備のことはよく話題になって言われますけども、一番下流の方の大橋川の方が余り言われてなくて、こちらの方には大橋川改修事業促進ということで書いてありますけども、なかなか大橋事業だけあれしても、改修しても難しいかなと思って、それに伴って佐陀川の方の整備の方の充実を早目に取り組んでいただいた方がいいかなと思ひまして、佐陀川の整備を含めた下流側からの治水を、まず第一番に上げていただきたいなと思います。

それともう1点、これは最初に質問しようと思っていたんですけども、政策の方の11ページのところで、産業基盤の維持・整備の取り組みの方向のところの下の丸のところ、F T T H、光ファイバーの普及など、地域の実情に応じた整備を推進しますということですが、これのちょっと意味が、地域の実情に応じた整備ということの意味がなかなかちょっとわかりづらいというか、P Cを使う人が少ない地域のことなのか、各市町村で光フ

ファイバーがまだ行ってないところの整備をするのかということもわからないし、たくさん使ってるところだけ整備をして、余りPC使用度がないところは整備しないのか、格差をつけるのかということの、そのちょっと意味がわからなかったものだから、このところの説明をしていただきたいなと思ひまして、質問いたします。以上です。

事務局 安全・安心、河川のところは、大橋川と佐陀川の問題、ちょっと同等みたいな扱いはできないと思ひます。今、県が進めています斐伊川・神戸川の中でやはり大橋川の話は出ますが、佐陀川は佐陀川の中小河川の改修というのはもちろん事業計画を持って、個々に進めていきます。ただ、佐陀川が先というところはなかなか難しいだろうと思ひます。

それから、11ページの政策のところのFTTHの普及などという地域の実情、恐らくおっしゃっているように、格差をつけるのかということだろうと思ひますが、どうしても光ファイバーの場合は費用対効果という、業者も絡みます、市町村も絡みますし、その辺が1世帯しかないところへ光を持って行ってつなげることが本当にできるのかできないのか、そのときには、例えばCATVでありますとかメタルでありますとか、少し回線のスピードはおくれるけど、その整備でも仕方ないというようなところは、それは、その地域の実情、それから個人でお入りになられる方の、もちろん負担もございまして、そういった中で勘案しながら、どうしてもやっていく部分があるというところだということでございます。すべてに光ファイバーを全部各家庭に引くというのは、なかなか実現が難しいだろうという判断のものと記述でございます。

会長 ありがとうございます。

そろそろ、予定した時間が近づいているわけでございますけれども、まだ御意見がおりだという方、挙手をいただきたいと思ひますが。

それでは、最後に委員ですね。

委員 済みません、3-2のところの18ページの観光のところなんですけれども、広域という言葉がたくさん使われておりまして、地理的広域だと思ひますけれども、今、観光に関しては島根県、大変脚光を浴びていまして、このところは県民だけじゃなくて、県から出られた、都会とかにたくさん出られた方のお力もぜひ今、おかりできる時期だと思ひるので、取り組みの方向のところ、海外からの観光客の増加とか書いてありますけど、増加を目指すために、ぜひ県民のみならず県外の方のお力もおかりしてということを入れて、県人会のみならず、出た一般の方たちも、そうすると観光に関してすごくすそ野が広

がりやすい状況にあると思うので、ぜひ入れていただけたらと思います。

会長 いかがでしょうか。

事務局 方向として、おっしゃるような方向で県も、一つは県人会につきましては遣島使という、県になじみのある方、県出身者の方を組織してます。そこへ今、メーリングリストをつくったりしております。それから、今はどうしても口コミみたいな話も多いもので、それを広げて、輪を広げていこうという取り組みをしておりますので、おっしゃるような方向、今、島根が非常におっしゃいましたようにNHKの朝ドラが来年の後期には決まりましたし、そういったことを、いい時期でございますので、そういう取り組みを、少しここで書けるかどうかも含めて、方向としては、県はそのように進むようにしております。

会長 実施計画編につきまして、種々御意見をいただいたわけですが、どうしてもこれだけという方、おられませんか、最後に。

それでは、これまでいただきました各委員からの御意見につきましては、事務局において十分御検討いただいて、最後の案に反映をしていただくということにしていきたいと思っております。

それでは、次にパブリックコメントとか、それから地域広聴会の結果につきまして、一括して事務局から御説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 (パブリックコメント、広聴会の結果について、資料5, 6に基づき説明)

会長 どうもありがとうございました。

なお、地域広聴会でいただきましたアンケートの結果の原文がここにございますので、ごらんになりたい方はぜひごらんいただきたいと思います。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上で予定されておりました審議事項は終了したいというふうに思いますが、次回の審議会では最終答申案の取りまとめを行うという予定でございます。最終答申の文案についても次回の審議会でお諮りしたいというふうに考えておりますが、これにも関連する点について、委員の皆さんの御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

次回の会議において、島根総合発展計画に関する答申を取りまとめますと、知事からの諮問に基づくこの審議会の活動はひとまずその役目を終えるということになるわけござ

います。御意見をお伺いしたいと思いますのは、その後の審議会の活動、具体的には島根総合発展計画に基づく諸施策展開の進行管理といった役割についてでございます。

まず、私からの提案を申し上げますと、審議会としては、この新しい計画の実施状況の進行管理や新しい事態への対応、成果の評価など、必要なフォローアップは果たすべきではないかと考えております。例えば基本構想の中にも掲げてあります行政評価の結果を公表される時点、毎年秋ごろになろうかと思いますが、この審議会を開催をしまして、取り組みの状況や行政評価の結果を報告いただき、これに対する私ども審議委員の意見を参考にして、さらに効果的な県政運営に努めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

この件について御意見をいただきたいと思いますが、もちろんこれは総合開発審議会の手を離れば、当然県の政策、施策、そしてそれに関連する、先ほど千数百というお話がございましたけれども、その事務事業を通じて計画が実施されていくわけでございまして、その実施責任は行政、県にあって、それに県民、いろんな主体が協力をする、主体的に参加をさせていただくというようなことになろうかと思っております。そして、その成果については行政評価手続を通じまして、各階層ごとに評価されると。先ほどの掲げられました目標数値が実現できたか、達成されたかどうかというようなことについても、その過程で評価をされるということがございます。したがって、計画そのものがどの程度の進捗状況であるかということについては、そういうものを通じても当然評価をされ、検証されるということも言えるわけでございます。

それからまた、県の組織としては、当然県民の代表としての県議会議員ですね、県議会での審議を通じてチェック、評価、そういったものが当然行われるというふうにも体制としては考えられるということでございますけれども、ただ、総合発展計画の審議会としては、どういう趣旨でこの計画がつくられたかということについての最もよく理解しているといえますか、その趣旨のいわば発想をした責任があるということがございます。そういった観点から、それぞれの区切りの時期にこういった発展計画がどの程度進んでいるのかということについて御報告をいただき、出発時点で関与させていただいた我々としての御意見も申し上げるというような機会は有益ではないか、また我々の責任の一つではないだろうかというふうに考えられるということでございます。必ずしもそうしなきゃいけないということではないかもしれませんが、そういう考え方でこの審議会の役割を果たすということについて、委員の皆様方、いかがお考えかということをお聞かせいただきたい

いと思いますが、いかがでございましょうか。どなたか。

委員、いかがですか。

委員 どの程度深入りすべきかというのは、ちょっと私も判断しかねるんですが、ただやっぱりきょうの資料のこれは、実施、施策の最後に出ております計画の推進に向けた県の基本姿勢、僕はこれが一番大事だろうと思ってます。あとは時代の変化でそれぞれ、施策そのものが项目的にはいろいろあると思うんですが、この中では、やはり進捗管理を公平な立場で、だれが見ていくのかというのが。その意味では、今お話しになったようなことも一つの方法かなという気はいたしております。

会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。そこまでの必要はないというような御意見はございますでしょうか。

委員さん。

委員 今の会長様の御提案、これからの審議会のあり方についてということなんですけれども、言ってみれば県政にとってのマニフェストと言われるようなものを我々の今の審議会の中で、もちろん事務局様と一緒に示したということなんですけれども、これに対する評価というのは、私は絶対必要だと思っています。これをサイクルとして動かしていくことというのは当然必要だと思うので、もしかかわれる機会があれば、ぜひ参加させていただきたいと思うのですが、ただ、かかわっている者だけでということになると、どうしてもお手盛りというような雰囲気があるのではないかという気もいたしますので、そこら辺が何か正当な評価というもの、検証というものができる工夫も必要ではないかと思います。例えば、もっと我々以外の別の方も含めてというようなこともあってもいいのかなと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見ございませんか。

そういたしますと、この審議会として、細かい意味での、また厳密な意味での進捗管理に責任を持ってかかわるということでは、私はないのかなというふうには思いますけれども、その折々に応じて、どういう進捗状況であるかと、またどのような評価が行政評価の結果としてなされているのかというようなことの御報告をいただいた上で、審議会としても御意見を述べさせていただくと。これはもちろん県の、県議会でもいろんな御審議をいただくということで、県民の意向反映というのはそういう形でもなされるわけですけど

も、この審議会の委員構成自体が広く県民各階層、そして公募の皆さんも今回は多数御参加をいただいているということがございますので、そういう目で県の重要な施策、これは県の政策全体ということになるわけでございますけれども、そういったものの進捗状況について御意見を申し上げさせていただく機会として活用する、それが審議会としての責任の一つでもあるというような位置づけで、具体的にそれでは外部の委員をどうするのか等々については、また私の責任で事務局の皆さんと御相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった取り組みを今後も続けるということについて御確認をさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、最後に局長さんから何かございますでしょうか。

事務局 委員の皆様方、いつに変わらぬ真摯な御議論、あるいは私どもに対する厳しい御指導をいただいたことを、まずもって感謝を申し上げます。

また、今後の審議会の活動についても、私どもの計画の行く末を適宜お見守りいただくと、こういうようなことで、今、御結論が出たようでございます。このことについてもお礼を申し上げたいと思っております。

だんだん大詰めに近づいてまいりましたが、先生方にも御参加をいただいた広聴会、大変私どもも大きな収穫がございました。以前、例えば石見地方に参りますと、何だ、出雲偏重行政で、石見は大体何にもしてくれん。隠岐へ行きますと、おまえらは離島の苦しみがわかっておるのかと。いわば我々に対する御批判が随分ございました。私は高校生にも感動したんですが、今回の広聴会では、そういった趣旨の発言は全くございませんでした。非常に県民の皆さんの意識も随分、以前に比べると変わってきたのではないかと。そうした意味で、私ども島根県、決してそんなに将来暗くはないんだというぐあいに改めて思った次第でございます。それとともに、そういった皆さんの真摯な思いみたいなものを私どもがきっちり、それを具現化をしていくんだと、こういったような、改めて決意を新たにしたいとか、そういった意味でも非常に大変すばらしい広聴会であったのではないかと、いうぐあいに感じております。

いずれにいたしましても、この間、数度にわたり貴重な御指導をいただきました。これからあと、次の審議会まで2週間余りなんですけれども、きょうの御意見を踏まえて、あるいはまた県民の皆さんの御意見を踏まえて、再度細かい部分を検討し、また最後の案として今度の審議会に御審議を願えるように、我々も全力を尽くしてまいります。どうかひ

とつよろしく願いをいたします。きょうは本当にありがとうございました。お世話になりました。

会長 以上で本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。